

第5回山梨県国民健康保険運営協議会 会議録

- 1 日 時 平成30年1月26日(金)
午後2時～午後3時
- 2 場 所 県庁防災新館301会議室
- 3 出席者委員 9名
(被保険者を代表する委員)
菊嶋委員、市川委員、鈴木委員
(保険医又は保険薬剤師を代表する委員)
今井(立)委員、金山委員、内藤委員
(公益を代表する委員)
今井(久)委員
(被用者保険等を代表する委員)
秋山委員、井上委員
- 4 事務局
井出福祉保健部次長、若尾国保援護課長、清野国保援護課総括課長補佐、
国保援護課国保指導担当職員、甲府市職員、富士吉田市職員
- 5 傍聴者等の数 9人
- 6 会議次第
 - 1 開会
 - 2 福祉保健部次長あいさつ
 - 3 議事
 - (1) 平成30年度国民健康保険事業費納付金等の算定結果
 - (2) その他
 - 4 その他
 - 5 閉会

7 会議の概要

(1) 議事

・平成30年度国民健康保険事業費納付金等の算定結果

(事務局)

資料1をもとに、国保制度改革と納付金算定結果について説明。

(議長)

何か質問・意見はありますか。

(委員)

調整措置はいつまで続くのでしょうか。

(事務局)

調整措置に必要な財源のうち、まず、国の公費については平成31年度以降、段階的に減少していくことが想定されていますので、県としては、引き続き、国に財政確保を要望していきたいと考えています。また、県の公費については、今後市町村と協議をして決定していきます。

なお、調整措置に使用できる特例基金の期限が6年となっていますので、それを参考に適切に進めていくこととなります。

(委員)

では徐々に調整する部分を減らしていき、6年後には調整措置前の金額になるという理解で良いでしょうか。

(事務局)

急激に変化しないよう調整措置を設けていますが、6年以内で終わるか、6年を超えるかについては、毎年算定結果を踏まえて検討していきたいと考えています。

(委員)

保険料率を県内で一本化するのはいつになるのでしょうか。

(事務局)

一本化については、国保運営方針を策定する過程で議論していただきましたが、課税している方式の違いなどにより、すぐには難しく、将来的には一本化することとしています。

(委員)

一本化をする目標となる年度を示していただけないでしょうか。将来的にはということだと、いつまでも実施されないのではないかと考えてしまいます。

また、75歳以上の後期高齢者においては、平成20年度に県内で一本化されていると聞いています。後期はできて国保はできないといったことはないかと思しますので、お願いします。

(事務局)

目標年度についても、国保の運営方針に関わることで、市町村と協議をしながら、足並みを揃えて一本化に向けて取り組んでいきたいと考えています。

(議長)

調整措置の財源については、もともと予算措置がされていたのでしょうか。

(事務局)

国の公費は、当初の想定よりは増額となっていますが、12月末に国から確定通知が来た段階で確定しました。

県の公費は、国の公費で不足が生じる部分に充てるもので、今回の算定が終わった段階で確定しました。

(事務局)

少し補足をさせていただきます。調整措置5億円のうち、国の2億8千万円については、当初は1億8千万円程度と想定されていましたが、国の予算措置の中で、2億8千万円の配分がされることが最近分かりました。

残り2億2千万円の県の公費ですが、県では毎年度、医療給付費に対して9%を調整交付金として予算措置しています。これは、市町村間の格差を是正することを目的としたもので、市町村に配分されるものです。今回の調整措置に必要な2億2千万円については、調整交付金の財源数十億円のうち一部を使用して措置するものとなりますので、新たに予算措置をしているものではありません。

(議長)

他に何か質問・意見はありますか。

(委員)

市町村においては、一般会計から繰入をして国保運営をしていると思いますが、保険料率を変更しない場合、市町村が県に納付金を納めるには、一般会計からの繰入をしないと

納められないと思います。この一般会計の繰入については、今後も変わらないということで良いでしょうか。

(事務局)

赤字補填や保険料を上げないための一般会計の繰入については、今回の算定からは除いています。そして制度改革によって増加する分については調整措置を行っています。

また、赤字補填のための一般会計の繰入を解消していくことも、今回の制度改革の趣旨の一つとなっていますので、そのためには医療費適正化への取り組みも重要となります。

一般会計の繰入については、国保の被保険者の保険料だけでなく、国保以外の住民の税金を投入することとなりますので、解消すべきものとなります。しかし、すぐにこれを解消することは困難ですので、計画的に解消していくことが、今後、必要になってくると思われれます。

(事務局)

一般会計からの繰入については、本来、国保の保険料で賄うべきものを、全住民の税金から補填するものとなりますので、保険料を上げるか、医療費を下げるか、またはその両方が必要となってきます。

県としては、医療費適正化に向けて重点的に取り組みをする市町村については、財政的な意味を含めて支援していくこととしています。この支援を行うことによって、一般会計の繰入を解消していくことに繋がりますので、県と市町村で問題意識を共有して取り組んでいきたいと考えています。

(委員)

県が市町村を訪問して制度改革について説明した際、財源の確保方法などについても指導を行っていただいたのでしょうか。国保を大変な状況で運営している市町村もあると思いますので、住民に負担を求めるだけでなく、この改革を機会に、県が市町村に対して意識を高めてもらう指導をする機会を増やしていただければと思います。

(事務局)

意識改革は非常に大切です。去年の状況で今年も良いといった意識にならないよう、この制度改革をきっかけに、今後、市町村と一緒に進めていきたいと思っています。

(議長)

他に何か質問・意見はありますか。

(全委員)

なし。

(議長)

次の議事「その他」を事務局からお願いします。

・その他

(事務局)

資料3をもとに、今後のスケジュールについて説明。

(議長)

何か質問・意見はありますか。

(全委員)

なし。

(議長)

それでは、以上をもちまして、本日の議事は終了します。

(2) その他

(事務局)

本協議会の開催は、今年度は今回が最後となりますので、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方には、昨年1月から長期間にわたり、国保運営方針などのご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。深く感謝申し上げます。県といたしましても、今回の制度改革を実りあるものとし、持続可能な医療保険制度を堅持できるよう全力で取り組んで参りますので、今後も皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

(3) 閉 会

以 上